第三十三項とし、同条第三十七項中「第三十七条の十四第二十七項第二号に」を「第三十七条の十四第二十二項第二号に」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十七項第二号」を「第三十七条の十四第二十二項第二号」に、「第三十七条の十四第二十七項に」を「第三十七条の十四第二十二項に」に改め、同項第二号中「又は累積投資勘定に係る勘定設定期間」を「、累積投資勘定又は特定累積投資勘定」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十八項中「第三十七条の十四第二十九項に規定する財務省令」を「第三十七条の十四第二十四項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十九項」を「第三十七条の十四第二十四項」に改め、同項第四号中「又は非課税累積投資契約」を「、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十九項中「第二十五条の十三第三十二項に」を「第二十五条の十三第三十八項に」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三第三十二項」を「第二十五条の十三第三十八項」に改め、同項第二号及び第三号中「第三十七条の十四第三十二項」を「第三十七条の十四第三十七項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第四十項中「第三十七条の十四第三十二項」を「第二十五条の十三第三十八項」に、「第二十五条の十三第三十二項」を「第二十五条の十三第三十七項」に、「同条第三十三項又は第三十五項」を「同条第三十九項又は第四十一項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十一項を削る。

第十八条の十五の四第一項第一号中「第二十五条の十三の二第一項後段」を「第二十五条の十三の二第一項前段」に、「並びに第十八条の十五の九第二項第八号」を「並びに第十八条の十五の九第二項第八号イ」に、「、第十八条の十五の九第二項第八号及び第十八条の十五の十一第二項第十号イ」を「及び同号イ」に改め、同項第二号中「又は累積投資勘定に係る勘定設定期間」を「、累積投資勘定又は特定累積投資勘定」に改め、同条第三項第一号中「提出」の下に「（同項に規定する提出をいう。同号において同じ。）」を加え、同項第二号及び同条第四項第二号中「又は累積投資勘定に係る勘定設定期間」を「、累積投資勘定又は特定累積投資勘定」に改め、同条第五項第一号イ中「第一項第二号」を「同項第二号」に改め、同号ロ中「を提出した」を「の提出（施行令第二十五条の十三の二第四項に規定する提出をいう。）をした」に改め、同項第二号中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定又は特定累積投資勘定」に、「又は非課税口座簡易開設届出書の前条第十二項第二号イ又は口に掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又は口に定める事項」を「に記載された整理番号又は前条第十五項第二号に規定する提供を受けた整理番号」に改める。

第十八条の十五の五第一号中「第三十七条の十四第二十七項」を「第三十七条の十四第二十二項」に、「継続適用届出書の提出」を「継続適用届出書（同項第一号に規定する継続適用届出書をいう。第十八条の十五の七第二項第二号、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）の提出（法第三十七条の十四第二十二項に規定する提出をいう。第十八条の十五の七第二項第二号並びに第十八条の十五の九第二項第一号及び第八号ニにおいて同じ。）」に、「同条第二十九項」を「法第三十七条の十四第二十四項」に改め、同条第二号中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定又は特定累積投資勘定」に、「又は非課税口座簡易開設届出書の第十八条の十五の三第十二項第二号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める事項」を「に記載された整理番号又は第十八条の十五の三第十五項第二号に規定する提供を受けた整理番号」に改め、同条第四号中「又は累積投資勘定又は特定累積投資勘定」に改める。

第十八条の十五の七第一号中「第十八条の十五の九第二項第八号ハ」に、「を提出する」を「の提出（施行令第二十五条の十三の五に規定する提出をいう。次条第一項第三号において同じ。）をする」に改め、同項第二号中「第三十七条の十四第二十七項」を「第三十七条の十四第二十二項」に改め、同項第二号ロ中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定又は特定累積投資勘定」に改める。

第十八条の十五の八第一項第二号中「受けた非課税口座開設届出書、非課税口座簡易開設届出書」を「受けた非課税口座開設届出書」に、「非課税適用確認書」を「特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書」に改め、「、確認書」、「（以下この号において「届出書等」という。）」、「又は届出書等に記載された勘定設定期間（非課税口座開設届出書、非課税口座簡易開設届出書、特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座非課税口座間移管依頼書及び金融商品取引業者等変更届出書にあつては、その提出があつた日の属する勘定設定期間）の終了の日」及び「のいずれか遅い日」を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項中「第三十七条の十四第九項、第十一項、第十七項、第二十項、第二十三項若しくは第二十五項」を「第三十七条の十四第六項、第十五項、第十八項若しくは第二十項」に改め、同条第三項中「、非課税口座簡易開設届出書」、「、非課税適用確認書」及び「、法第三十七条の十四第六項各号の申請書」を削り、同条第四項中「若しくは第三号」及び「、非課税口座簡易開設届出書」を削り、「法第三十七条の十四第六項各号の申請書」を「特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書」に、「継続適用届出書」を「金融商品取引業者等変更届出書、非課税口座廃止届出書、継続適用届出書」に、「施行令第二十五条の十三の二第五項」を「第十八条の十の三第一項第二号」に、「、依頼書又は申請書」を「又は依頼書」に、「同項」を「同号」に改める。

第十八条の十五の九第一項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定又は特定累積投資勘定」に改め、同条第二項中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第三十一項」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十七項」を「第三十七条の十四第二十二項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十九項」に、「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定又は特定累積投資勘定」に、「並びに非課税口座簡易開設届出書の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める事項」を「に記載された整理番号又は第十八条の十五の三第十五項第二号に規定する提供を受けた整理番号」に改め、同号イ及びロを削り、同項第四号中「又は累積投資勘定が」を「、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が」に、「又は第四号イ」を「、第四号イ又は第六号イ若しくはハ(1)若しくは(2)」に改め、「同項第二号ロ」の下に「、第四号ロ又は第六号ニ」を加え、「同条第二十四項、第二十八項又は第三十一項」に、「又は累積投資勘定ごと」を「、累積投資勘定又は特定非課税管理勘定ごと」に改め、「いい」の下に「、満期移管上場株式等（同項第四号ロに掲げる上場株式等に限る。）にあつては施行令第二十五条の十三第二十二項に規定する金額と」を加え、同項第五号中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項第六号イ及びロ中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項第九号中「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第二十六項」に改め、同条第三項中「又は累積投資勘定、特定累積投資勘定」を「、累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改める。

第十八条の十五の十第二項第一号中「第二十五条の十三第二十四項」を「第二十五条の十三第三十二項」に改め、同条第三項第一号中「同条第三項」を「同項」に改め、同条第九項第一号中「を提出する」を「の提出（同号に規定する提出をいう。以下この項において同じ。）をする」に改め、同項第五号及び第六号中「を提出する」を「の提出をする」に改め、同条第十項第一号中「届出書を提出する」を「未成年者帰国届出書の同号に規定する提出をする」に改め、同条第十二項第一号中「第十四項」を「第十六項」に改め、同条第十三項第一号中「を提出した」を「の提出（法第三十七条の十四の二第二十項に規定する提出をいう。以下この項、第二十一項及び第二十二項並びに次条第二項において同じ。）をした」に改め、同条第二十一項から第二十三項までを削り、同条第二十四項中「第二十五条の十三の八第二十六項に」を「第二十五条の十三の八第三十項に」に改め、同項第一号中「施行令第二十五条の十三の八第二十六項の届出書（以下この項及び次条第二項第十一号において「未成年者出国届出書」という。）の提出」を「未成年者出国届出書（施行令第二十五条の十三の八第三十項に規定する未成年者出国届出書をいう。以下この項及び次条第二項第十一号において同じ。）の提出（施行令第二十五条の十三の八第三十項に規定する提出をいう。以下この項及び同号において同じ。）」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十項を同条第二十五項とし、同条第十九項中「第十四項から第十六項まで、第十九項、第二十一項、第二十二項（第二号に限る。）、第二十五項、第三十五項及び第三十九項から第四十一項まで」を「第十八項から第二十一項まで、第二十五項、第二十六項（第二号に限る。）、第三十二項、第三十六項及び第三十七項」に、